

平成 30 年 1 月 11 日

各 位

会 社 名 東京電力ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 小早川 智明
(コード番号：9501 東証第 1 部)
問合せ先 総務・法務室株式グループマネージャー 前田 邦之
(TEL. 03-6373-1111)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 24 日付「米国における当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、米国カリフォルニア州南部地区連邦裁判所に訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）を提起されておりましたが、このほど、同裁判所より本件訴訟を却下する旨の判決（以下、「本件判決」といいます。）が下されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、平成 25 年 3 月 15 日付「米国における当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、米国で同種の訴訟（平成 30 年 1 月 11 日現在の原告数は 239 名。以下、「関連訴訟」といいます。）を提起されておりますが、関連訴訟につきましては、引き続き同裁判所に係属しております（原告らは、本件訴訟と関連訴訟の併合も求めておりましたが、両訴訟の併合はなされておられません）。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

- 平成 29 年 8 月 18 日、米国居住の個人 157 名（米国空母の乗組員等）が、福島第一原子力発電所の事故に起因する被ばくにより身体的、経済的及び精神的損害を受けたことなどを主張し、少なくとも 50 億米ドルの基金の創設等を求め、当社に対して本件訴訟を提起しました。
- 平成 30 年 1 月 5 日（現地時間）、米国カリフォルニア州南部地区連邦裁判所は、同裁判所が本件訴訟を審理する管轄と権限を有しないこと（人的管轄の不存在）を理由に、原告らの請求を却下する本件判決を下しました。本件判決には、原告らが新たな訴訟提起等を行う余地を残す旨の留保が付されております。

2. 今後の見通し

- 上述のとおり、本件判決にかかわらず、原告らには新たな訴訟提起等を行う余地があることから、原告らの動向を見極めつつ、関連訴訟も含めて引き続き対応してまいります。
- 現時点では本件判決に伴う当社の業績への影響はございませんが、今後、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上